

障害の区分		自ら運転する場合	同居家族が運転する場合	
身体障害者	視覚障害	1～4級	1～4級	
	聴覚障害	2～3級	2～3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級（咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）		
	上肢不自由	1、2級	1、2級	
	下肢不自由	1～6級	1～3級	
	体幹不自由	1～3、5級	1～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1、2級	1、2級
		移動機能	1～6級	1～6級
	心臓、腎臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸機能障害	1、3、4級	1、3、4級	
	肝機能障がい	1～4級	1～4級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級	1～4級	
知的障害者		療育手帳に「A」の障害表示		
精神障害者		1級		